



学習のポイント

- 我が国の地方公共団体は、長、議会の議員とも選挙で直接選ばれ、長と議会はそれぞれ独立した地位をもって存在します。これを二代表制といいます。
- 我が国の地方公共団体の規模は様々ですが、地方自治法により統一的な制度の枠組みが定められており、民主的・能率的・合理的な行政運営が求められています。
- 地方公共団体の議会の議員の被選挙権は、当該地方公共団体の選挙権を有する満25歳以上の者にあり、議員の任期は4年とされています。
- 法律・会議規則等に違反した議員には懲罰が科されます。懲罰には、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。
- 議員には、議案提出権、議会の招集・開催の請求権、表決権などの諸権利が認められています。また、常任委員会の委員として審査や調査に参加することができ、政務活動費の交付を受けることもできます。
- 議員がその職務を遂行する上で妨げとなるような職と兼ねることはできません。例えば、国の議員、他の地方公共団体の議会議員、長との兼職はできません。また当該地方公共団体との間で請負関係にあたる兼業もできません。
- 議会の権限の最たるものは議決権ですが、地方自治法96条1項には必要的議決事項が限定列挙されています。
- 議会は執行機関に対して監視統制権をもっています。例えば、地方公共団体の事務に対する検査権や監査委員に対する監査請求権などのほか、国会の国政調査権に対応するものとして強力な「100条調査権」があります。また、長に対する議会の対抗手段として不信任議決があります。
- 議会には、毎年条例で定める回数招集しなければならない定例会と、その事件に限り招集される臨時会とがあり、いずれも長が招集します。条例により、定例会・臨時会の区分を設けず通年の会期とすることもできます。
- 会議を運営するにあたっては、定足数の原則、会議公開の原則、多数決の原則、会期不継続の原則、一事不再議の原則などの諸原則があります。
- 議会には、構成員全員をもって組織する本会議とは別に、本会議の機能の一部を分担するため、議会の構成員の一部をもって組織される委員会があります。委員会には、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会があります。
- 議会及び委員会は、予算等の重要な議案、請願等について、利害関係者又は学識経験者等から意見を聴くための公聴会を開くことができます。また、地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があるときは、参考人を招致してその意見を聴くこともできます。
- 議会が解散されると、議員全員の身分が失われます。議会の解散には、長の解散権行使による場合、住民からの直接請求による場合、議会の自主解散による場合があります。